

除染・解体作業員の個人被ばく線量(実測値)について <環境省提供>

令和7年4月18日





個人被ばく線量の測定状況

- ○除染・解体の作業員は<u>従事中、線量計を携行し、個人被ばく線量[µSv]を測定</u>している。
- ○一部の作業員は特定復興再生拠点区域と特定帰還居住区域の両区域で従事しており、各区域での被ばくを区別せずに測定(積算)している。なお、各区域での作業時間[h]は区別して記録している。
- ○作業員の従事内容の例

<除染> ※7:00入域~16:00退域

7:00~11:00 刈払い、集草、枝打ち

11:00~12:00 昼休み(退域)

12:00~16:00 表土剥取り、集草、草木積込・運搬

※午前、午後に15分ずつ休憩あり

<家屋解体> ※7:00入域~16:00退域

7:00~16:00 外装・内装の解体、廃材の積込・運搬

※11:00~12:00 昼休み(退域)

※午前、午後に15分ずつ休憩あり



【参考】実測値の整理方法

- ①特定帰還居住区域での作業時間[h]が、特定復興再生拠点区域での作業時間[h]よりも長い作業員を抽出し(※)、主に作業した行政区ごとに分類。
- ②行政区ごとに縦軸(y-軸)に「従事期間中の累積被ばく線量[µSv]」、横軸(x-軸)に「特定帰還居住区域での作業時間[h]」をとって散布図を作成。
- ③従事期間中の累積被ばく線量[µSv]を特定帰還居住区域等での作業時間[h]で割って、行政区ごとに単位時間あたり被ばく線量[µSv/h]を算出(※)し、ヒストグラムを作成。
- (※)単位時間あたり被ばく線量[μSv/h]の算出について 特定復興再生拠点区域と特定帰還居住区域の各区域での被ばくを<u>区別しない</u>累積被ばく線量[μSv]を、 特定帰還居住区域での作業時間[h]で割るため、単位時間あたり被ばく線量[μSv/h] は、真の値(実態) よりも大きめ(安全側)に評価している。











